

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和3年9月30日(2021.9.30)

【公表番号】特表2020-536531(P2020-536531A)

【公表日】令和2年12月17日(2020.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-051

【出願番号】特願2020-518645(P2020-518645)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/62	(2006.01)
C 0 7 K	19/00	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)
C 0 7 K	14/725	(2006.01)
C 1 2 N	15/13	(2006.01)
C 1 2 N	15/12	(2006.01)
C 1 2 N	15/85	(2006.01)
C 1 2 N	5/10	(2006.01)
C 1 2 N	5/0783	(2010.01)
A 6 1 K	35/17	(2015.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/62	Z
C 0 7 K	19/00	Z N A
C 0 7 K	16/28	
C 0 7 K	14/725	
C 1 2 N	15/13	
C 1 2 N	15/12	
C 1 2 N	15/85	Z
C 1 2 N	5/10	
C 1 2 N	5/0783	
A 6 1 K	35/17	Z
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 K	45/00	

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月23日(2021.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プログラム細胞死リガンド1(PDL1)およびプログラム細胞死リガンド2(PDL2)の少なくとも1つに特異的な細胞外結合ドメインと

膜貫通ドメインと

細胞質シグナル伝達ドメインと

を含む、キメラ抗原受容体(CAR)ポリペプチド。

【請求項2】

請求項 1 に記載のCARポリペプチドであって、  
前記細胞外ドメインがプログラム細胞死受容体1(PD1)細胞外ドメインである、CARポリペプチド。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載のCARポリペプチドであって、  
前記細胞質シグナル伝達ドメインがCD3 細胞質ドメインである、CARポリペプチド。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のCARポリペプチドであって、  
DNAX活性化タンパク質10(Dap 10)共刺激ドメインをさらに含む、CARポリペプチド。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載のCARポリペプチドであって、  
前記ポリペプチドが配列番号3と少なくとも90%同一の配列を含む、CARポリペプチド。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のCARポリペプチドを含むベクター。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のCARを発現するように遺伝子改変されたTリンパ球。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のTリンパ球および薬学的に許容される担体を含む養子細胞移植用組成物。

【請求項 9】

1つまたは複数の化学療法剤または放射線療法剤をさらに含む、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

癌の治療に用いるための養子細胞移植用組成物であって、  
前記癌の細胞はPDL1およびPDL2のうちの少なくとも1つを発現するものであり、  
前記組成物はプログラム細胞死リガンド1 (PDL1) およびプログラム細胞死リガンド2 (PDL2) の少なくとも1つに対して特異的な細胞外結合ドメインと、膜貫通ドメインと、細胞質シグナル伝達ドメインとを含むCARを発現するように遺伝子改変されたTリンパ球を含む、癌の治療に用いるための養子細胞移植用組成物。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の組成物であって、  
前記細胞外ドメインがプログラム細胞死受容体1(PD 1)細胞外ドメインである、組成物。

【請求項 12】

請求項 10 または 11 に記載の組成物であって、  
前記細胞質シグナル伝達ドメインがCD 3 細胞質ドメインである、組成物。

【請求項 13】

請求項 10 ~ 12 のいずれか一項に記載の組成物であって、  
前記CARが、Dap10共刺激ドメインをさらに含む、組成物。

【請求項 14】

請求項 10 ~ 13 のいずれか一項に記載の組成物であって、  
前記CARが配列番号2と少なくとも90%同一の配列を含む、組成物。

【請求項 15】

請求項 10 ~ 14 のいずれか一項に記載の組成物であって、  
前記癌がリンパ腫、黒色腫、骨髄腫、膵臓癌、乳癌、および卵巣癌からなる群より選択される、組成物。

【請求項 16】

請求項 10 ~ 15 のいずれか一項に記載の組成物であって、  
1つまたは複数の化学療法剤または放射線療法剤の投与とともに前記癌の治療に用いる

ための組成物。